

避難行動要支援者避難支援制度について

災害対策基本法により、高齢者、障がい者、乳幼児など災害時において特に配慮が必要な人（避難行動要支援者）の名簿作成が義務づけられました。この名簿の情報（住所、氏名、連絡先など）を地域の支援者と共有することで、普段の見守りや災害があったときの手助けなど、地域の助け合い（共助）の力を強くすることを目的としています。

1. 避難行動要支援者の対象になる人

- (1) 要介護・要支援の認定を受けている人
- (2) 身体障がい者的人（身体障害者手帳 1、2 級で第 1 種を所持 ※心臓・腎臓機能障がいのみで該当する人を除く。または、視覚障がい・聴覚障がい・平衡機能障がい・肢体不自由（下肢機能障がい・体幹機能障がい）で 3 級を所持）
- (3) 知的障がい者的人（療育手帳 A を所持）
- (4) 精神障がい者的人（1 人暮らしで精神障害者保健福祉手帳 1、2 級を所持）
- (5) 難病疾患の人（唐津市の生活支援サービスを利用している人及び唐津保健福祉事務所が定めた難病患者等支援区分 A・B に該当する人）
- (6) 市長が支援を必要と認めた人

2. 地域の支援者とは

お住まいの地域によって異なりますが、おもに次にあてはまる人です。また、支援者の取り組みもさまざまあります。

- (1) 警察
- (2) 民生委員、児童委員
- (3) 自治会、自主防災組織
- (4) 消防団
- (5) 地域福祉の活動をする人、団体

3. なぜ災害前からの情報共有が必要なのか

災害の規模によっては、消防や警察など公的機関だけでは十分な支援ができないことがあります。そのようなとき、地域で何ができるのか、何をしておくべきなのか考えることが必要です。このため、同じ地域に住んでいる支援者が要支援者の状況を事前に知っておくことで、普段の見守りや災害時の手助けをするための準備ができるようになります。

うら面の【災害に備える「個別計画」の取り組みについて】もご確認ください。

災害に備える「個別計画」の取り組みについて

○どうして、個別計画を作るのか

避難をする時に支援（手助け）が必要と思われる「要支援者」を災害から守る可能性を高めるために、一人ひとりに避難方法などを事前に考えてもらうために作成していただくものです。

○災害に備えて準備しておくこと

日頃から「どこに避難するか」、「何を持っていくのか」、「どうやって避難するか（誰に手伝ってもらうのか）」などを考えておきましょう。

○災害が発生しそうなときは

災害が起きたときに、必ず支援（手助け）があるとは限りません。早めに自分の安全を守るための行動を心掛けてください。

○心配事や相談があるときは

避難の方法などで心配なことがあれば、民生委員や地区の役員の方などに相談しましょう。なお、災害のおそれがあるときには「災害情報連絡室（電話 7 2 - 9 2 1 8）」が設置されます。

【お問い合わせ先】

・災害や防災に関すること

危機管理防災課 電話 7 2 - 9 2 6 0

・個別計画や要支援者の制度に関すること

福祉総務課 電話 7 2 - 9 2 5 2

FAX 7 2 - 9 1 7 8

福祉総務課へのメールでの問合せ

fukushi-soumu@city.karatsu.lg.jp